

「斐伊川河川整備懇談会」設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加された。また、河川管理者は、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と今後20～30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を示す「河川整備計画」を策定することとなった。

斐伊川については、社会資本整備審議会の審議を経て国土交通大臣が「斐伊川水系河川整備基本方針」を策定した。

これを受けて、国土交通省中国地方整備局長が「斐伊川水系河川整備計画（国管理区間）」を策定するために、河川に関し学識経験を有する者及び地域防災・地域づくりに携わる沿川自治体関係者から意見を聴くことを目的として、「斐伊川河川整備懇談会」を設置するものである。

河川法改正の流れ

近代河川制度の誕生

治水・利水の体系的な制度の整備

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

治水・利水・環境の総合的な河川制度の整備

- 河川環境の整備と保全
- 河川整備基本方針と河川整備計画の策定
- 地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入

M.29

S.39

H.9

治水

治水

+

利水

治水

+

利水

+

環境

河川整備基本方針・河川整備計画の内容

工事実施基本計画

- 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・ 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減
 - ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
- 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項
 - ・ 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・ 主要な地点の計画高水流量
 - ・ 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
- 河川工事の実施に関する事項
 - ・ 主要な地点の計画高水位、計画横断形等
 - ・ 主要な河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・ 当該工事による主要な河川管理施設の維持

河川整備基本方針

- 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
 - ・ 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減
 - ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - ・ 河川環境の整備と保全
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・ 基本高水及びその河道と洪水調節施設への配分
 - ・ 主要な地点の計画高水流量
 - ・ 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量
 - ・ 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅

河川整備計画

- 河川整備の目標
- 河川の整備の実施に関する事項
 - ・ 河川工事の目的、種類、施行の場所
 - ・ 当該工事による河川管理施設の維持
 - ・ 河川の維持の目的、種類、施行の場所

河川法改正前の計画制度

工事実施基本計画

内容⇒ 【策定者：国土交通大臣】
基本方針、基本高水流量、計画高水流量、正常流量等
主な河川工事の内容

手続き

工事実施基本計画
の案の作成



意見

河川審議会
(一級河川)

工事実施基本計画
の決定

河川工事

河川法改正後の計画制度(現在)

河川整備基本方針 (河川法第16条)

内容⇒ 【策定者：国土交通大臣又は都道府県知事】
基本方針、基本高水流量、計画高水流量、正常流量等

手続き

河川整備基本方針
の案の作成



意見

社会資本整備審議会
(一級河川)
都道府県河川審議会
(二級河川)

河川整備基本方針
の決定

河川整備計画 (河川法第16条の2)

内容⇒ 【策定者：地方整備局長、都道府県知事】
河川工事、河川の維持の内容

手続き

原案



意見

学識経験者

河川整備計画の
案の作成

公聴会の開催等による
住民意見の反映



意見

地方公共団体の長

河川整備計画の
決定

河川工事、河川の維持

河川整備計画は概ね20~30年間の
整備目標と工事内容を定める計画